

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成26年度下半期）について

平成27年4月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成26年10月から平成27年3月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会の今後の活動について

公正取引委員会の今後の活動に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 公正取引委員会の活動や独占禁止法については、教育現場でしっかりと勉強する機会が少ないと思うので、教育現場における広報活動にもっと重点を置いてはどうか。（北海道）
- ・ 公正取引委員会は、当然のことながら厳しい姿勢で臨まれていると思うが、震災復興に関し、違法行為がないか注視していただきたい。（東北）
- ・ 経済発展のために規制緩和が有効な手段であるということは理解するが、一定の規制が必要という意見も踏まえたバランスの良い競争政策の展開に期待している。（関東甲信越）
- ・ 現在でも、広報活動をしっかりとやっていると思われるが、これを継続していくことが大事である。（中部）
- ・ 公正取引委員会の活動を広く国民に知ってもらうためには、独占禁止法違反行為が身近な消費生活に影響を与えるものであるということを理解してもらえらるようすることが重要である。（近畿）
- ・ 違反行為の公表は、企業の予見可能性を高めるものであるため、違反行為の未然防止に役立つ重要な活動であると考えている。（中国）
- ・ 平成26年6月に公表された「保育分野に関する調査報告書」を読んだが、制度設計の面でも公正取引委員会が果たす役割は大きいと感じた。引き続き、関係省庁との連携を図っていただきたい。（九州）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3649（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 公共事業の入札談合については、税金が絡むだけに国民の批判は根強い。違反行為の摘発や未然防止に引き続き注力していただきたい。(沖縄)

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

平成25年10月に消費税転嫁対策特別措置法が施行されたところ、同法施行に係る公正取引委員会の取組に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 消費税率が10パーセントとなれば、中小企業への更なる影響が懸念される。公正取引委員会においては、引き続き、監視をお願いしたい。(東北)
- ・ 消費税率の引上げから1年ほど経過したが、今後も消費が伸びないとすると、買手側も値下げを考えざるを得なくなり、消費税の転嫁拒否が改めて問題となる可能性があるため、引き続き、監視の目を光らせていただきたい。(関東甲信越)
- ・ 消費税率の引上げが実施される前から、十分な広報活動が行われていたと思うが、法律を説明したパンフレットには、悪意のある事例が多く掲載されているため、「自分には関係がない」と受け取ってしまう企業もいるのではないかと。「うっかり違反」が起きないように、このような視点からも広報活動をしてほしい。(中部)
- ・ 消費税転嫁対策については、過去の消費税導入時・引上げ時以上に調査に力を入れた結果、消費税の転嫁がスムーズに行われ、十分な成果が出ていると感じている。しかし、事件として取り上げられている事案は一部にすぎず、表に出ていない違反行為も存在すると考えられることから、これからも監視活動を怠らず、違反行為の摘発に力を入れていただきたい。(四国)

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

公正取引委員会が実施している下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 優越的地位の濫用を受ける立場の者から違反行為を申し立てることは難しいと思われるので、違反行為の未然防止のために、違反行為者となり得る親事業者にも知識を得てもらうことが重要と考えている。(北海道)
- ・ 優越的地位の濫用については、法律の表現が抽象的であるため、こういった行為が実際に優越的地位の濫用に該当するのか、適切に示されるべきである。(関東甲信越)
- ・ 公正取引委員会と業界団体の連携を強化し、もっと情報を発信していくべきである。このような細やかな取組を進めることが、中小企業に対する下請法・優越的地位の濫用規制の啓発・普及につながっていくと思う。(近畿)

- ・ 下請取引に関して、いまだに発注書面の交付が行われないケースがあるのではないかと。これがきちんとされていなければ、責任の所在が明らかにされず、結局は弱い者にしわ寄せが行くことになってしまう。そのようなことにならないよう、しっかりと監視をお願いしたい。(中国)
- ・ 広報活動は、限定された相手に繰り返し行っても効果が薄いと思われることから、対象範囲を広げ、より広い層への広報活動に努めていただきたい。(四国)
- ・ 現場の営業担当者はノルマに縛られるが、ノルマばかりを意識すると、どうしても取引先にしわ寄せが行き、結果、独占禁止法違反に問われるリスクが出てくる。これを防ぐためには、経営者の意識改革が必要である。(九州)
- ・ 親事業者における法令遵守の意識を高めることでしか、下請いじめや優越的地位の濫用はなくならないと思う。引き続き、法令遵守の徹底を求める講習会の開催が必要である。(沖縄)

4 その他

前記1から3までの項目以外についても、独占禁止協力委員から意見が寄せられた。

主な意見の概要

- ・ 日本の企業が海外に進出して問題を起こしているケースが出てきている。これらの中には、違法な行為をしているという認識がないまま問題を起こしているケースもあると思うが、それは日本にとっての損失になると思われる。(関東甲信越)

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 独占禁止法の執行及び広報活動により、今後とも、違反行為の未然防止に取り組んでいただきたい。
- ・ 先日、月刊誌に北海道事務所長の顔写真付きのインタビュー記事が掲載されていたところ、非常に親しみやすい印象を受けた。このような地道な取組を続けていけば、公正取引委員会全体のイメージも良くなると思う。
- ・ 公正取引委員会の活動や独占禁止法については、教育現場でしっかりと勉強する機会が少ないと思うので、教育現場における広報活動にもっと重点を置いてはどうか。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 平成26年4月の消費税率引上げの際には、北海道内の大半の企業が、大きな問題もなく消費税の転嫁をすることができた。消費税転嫁対策特別措置法に関して、公正取引委員会を含めた政府全体で十分な広報活動を行った結果が出たものと思われる。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 優越的地位の濫用規制の普及・啓発については、現場の従業員に対して行うことが効果的と思われる。
- ・ 優越的地位の濫用を受ける立場の者から違反行為を申し立てることは難しいと思われるので、違反行為の未然防止のために、違反行為者となり得る親事業者にも知識を得てもらうことが重要と考えている。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 公正取引委員会は、当然のことながら厳しい姿勢で臨まれていると思うが、震災復興に関し、違法行為がないか注視していただきたい。
- ・ 違反行為の未然防止については、官製談合の例もあるので、業界だけでなく、都道府県や市町村に対する普及・啓発も必要だと思う。
- ・ 社会人になる前に独占禁止法を学ぶことは重要であり、より多くの大学で独占禁止法教室を開催してもらいたい。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率が10パーセントとなれば、中小企業への更なる影響が懸念される。公正取引委員会においては、引き続き、監視をお願いしたい。
- ・ 中小企業を守るために厳しく監視の目を光らせていただきたいが、被害を受けている中小企業からは、公正取引委員会に申告しづらいため、声なき声を吸い上げるような方法を考えていかなければいけないと思う。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 東日本大震災で大きな影響を受けた沿岸部はまだ復興が進んでおらず、厳しい状態が続いている。また、企業間の格差も広がっている。そのような状況の中で発生する下請法違反行為があれば、然るべき措置を採ってほしい。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 今後、自由化が進むエネルギー分野の動向にも十分目配りをしてもらいたい。
- ・ 経済発展のために規制緩和が有効な手段であるということは理解するが、一定の規制が必要という意見も踏まえたバランスの良い競争政策の展開に期待している。
- ・ 法執行のイメージの強い公正取引委員会が、保育分野について調査・提言したことには感心した。このような取組により、市場原理がうまく機能していない分野における問題が浮き彫りにされ、これまで見えてこなかったものが見えてくるのではないかと期待している。
- ・ 公正取引委員会の事件報道はインパクトがあり、違反行為の未然防止に役立っていると思う。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 法律を説明したパンフレットが分かりやすい内容となっており、周知のための広報活動の効果が大きかったことが、違反行為の抑制につながったのではないかと考えている。
- ・ 消費税率の引上げから1年ほど経過したが、今後も消費が伸びないとなると、買手側も値下げを考えざるを得なくなり、消費税の転嫁拒否が改めて問題となる可能性があるので、引き続き、監視の目を光らせていただきたい。
- ・ 消費税の転嫁拒否について、特に立場の弱い個人事業者を対象にしたものは悪質性が高いと思う。公正取引委員会には、引き続き、このような事案についても配慮していただきたい。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 国内企業の大半は中小企業であるため、下請法の運用は引き続きしっかりとやってもらいたい。今後も、下請法に違反した企業については、企業名を公表していただきたい。
- ・ 優越的地位の濫用については、法律の表現が抽象的であるため、こういった行為が実際に優越的地位の濫用に該当するのか、適切に示されるべきである。
- ・ これだけ円安になると、下請いじめの問題が発生する可能性が高いと思う。公正取引委員会には適切に対応してほしい。

4 その他

- ・ 日本の企業が海外に進出して問題を起こしているケースが出てきている。

これらの中には、違法な行為をしているという認識がないまま問題を起こしているケースもあると思うが、それは日本にとっての損失になると思われる。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 違反事件の具体例を示すのが一番効果的な広報活動である。この点、公正取引委員会の取組については、新聞記事に多く取り上げられているため、効果的な広報活動が行われていると感じている。
- ・ 公正取引委員会は、競争政策の推進が消費者利益につながることを強くアピールしていくとよい。平成26年6月に公表した「保育分野に関する調査報告書」は少子化問題に対応したものであり、高く評価する。
- ・ 現在でも、広報活動をしっかりとやっていると思われるが、これを継続していくことが大事である。
- ・ 地方圏では、官製談合を必要悪と考える傾向がまだまだ強いと感じるため、職員の意識を変えていくような働きかけが必要である。
- ・ 公正取引委員会が熱心に法執行を行っている一方で、まだまだカルテルは至る所に潜んでいると思われる。ある一地域でカルテルが発覚した時には、類似のカルテルが他の地域でも行われているのではないかと疑ってみるべきである。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の引上げが実施される前から、十分な広報活動が行われていたと思うが、法律を説明したパンフレットには、悪意のある事例が多く掲載されているため、「自分には関係がない」と受け取ってしまう企業もいるのではないかと。「うっかり違反」が起きないように、このような視点からも広報活動をしてほしい。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 親事業者に対する定期書面調査は、親事業者に対して、公正取引委員会が目を見せかけていることを意識させるものであるため、今後も続けていただきたい。
- ・ 公正取引委員会の活動により、以前に比べると取引上の優越的地位を利用した理不尽な要望は減っていると感じている。今後も継続した広報活動をお願いしたい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 独占禁止法違反事件に関する報道を見ると、課徴金の額ばかりが注目されているように感じる。公正取引委員会は、国民に対し、排除措置命令にどのような効果があるのかということも知らせていくべきではないか。
- ・ 公正取引委員会の活動を広く国民に知ってもらうためには、独占禁止法違反行為が身近な消費生活に影響を与えるものであるということを理解してもらえようようにすることが重要である。
- ・ 公正取引委員会の活動や独占禁止法については、徐々に社会に浸透してきていると思うが、規模の小さい企業については、まだ理解が十分とは言えないのではないか。公正取引委員会が違反行為を厳しく取り締まることは、このような企業に対する普及・啓発にもつながると思われる。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 一部の小売業者にあっては、自らが消費税率の引上げ分を負担して小売価格を据え置いているケースもあるようだが、時間の経過とともに、納入業者に消費税分を負担させるといったことがないように、引き続き、監視をお願いしたい。
- ・ 公正取引委員会による消費税転嫁対策に関する広報活動は、非常に効果的で良かった。消費税率の更なる引上げの際にも、同様に力を入れて広報活動をしていただきたい。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 営業担当者の理解が足りず、発注元と下請という力関係の中で、下請法に違反するような行為をしてしまうことがあると思うので、営業担当者についても教育していく必要があると考える。
- ・ 公正取引委員会と業界団体の連携を強化し、もっと情報を発信していくべきである。このような細やかな取組を進めることが、中小企業に対する下請法・優越的地位の濫用規制の啓発・普及につながっていくと思う。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 行政処分に至らない注意を行うだけでも、その業界や地域に対しては影響力があるため、引き続き、粘り強く、コンスタントに実績を上げていってほしい。
- ・ 違反行為の公表は、企業の予見可能性を高めるものであるため、違反行為の未然防止に役立つ重要な活動であると考えている。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 今後、消費税率が更に引き上げられることから、公正取引委員会においても、引き続きしっかりとした対応をお願いする。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 下請法違反行為や優越的地位の濫用行為に関しては、会社としての行為だけでなく、担当者レベルでの要請もあるのではないかと。会社としては法令遵守に努めているつもりでも、担当者が違反してしまえば元も子もない。このようなケースについても注視する必要があるのではないかと。
- ・ 下請取引に関して、いまだに発注書面の交付が行われないケースがあるのではないかと。これがきちんとされていなければ、責任の所在が明らかにされず、結局は弱い者にしわ寄せが行くことになってしまう。そのようなことにならないよう、しっかりと監視をお願いしたい。
- ・ 法令遵守については、経営者のみならず、現場担当者もしっかりと意識する必要がある。企業はしっかりと現場担当者を教育していく必要がある。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ マンパワーの点で限界はあると思われるが、事件の摘発に勝る広報はないと考えられるので、定員の増加などの体制の強化に努め、今後とも事件調査に注力していただきたい。
- ・ 独占禁止法や下請法の講習会、消費者セミナー、独占禁止法教室などを一つの都市においてワンパッケージで行う「一日公正取引委員会」という取組は、広報活動として有効である。今後も継続的に開催していただきたい。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の更なる引上げに伴い、企業間の取引において消費税転嫁拒否行為が起こりやすい状況になると考えられるので、今後とも、消費税転嫁拒否行為の監視強化に努めていただきたい。
- ・ 消費税転嫁対策については、過去の消費税導入時・引上げ時以上に調査に力を入れた結果、消費税の転嫁がスムーズに行われ、十分な成果が出ていると感じている。しかし、事件として取り上げられている事案は一部にすぎず、表に出ていない違反行為も存在すると考えられることから、これからも監視活動を怠らず、違反行為の摘発に力を入れていただきたい。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 優越的地位の濫用行為に対する独占禁止法上の措置は、下請法のように損害を被った事業者の不利益を原状回復していくような方法が望ましく、海外の競争当局が導入している確約手続のような仕組みについても検討していただきたい。
- ・ 公正取引委員会に申告したことが取引先に知られてしまえば、取引関係に悪影響が出るため、今後も引き続き、情報源の秘匿には十分配慮して、事件の調査に努めていただきたい。
- ・ 広報活動は、限定された相手に繰り返し行っても効果が薄いと思われることから、対象範囲を広げ、より広い層への広報活動に努めていただきたい。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 公正取引委員会を身近に感じさせるためには、公正取引委員会の職員が積極的に各地に出向いて広報活動を行うことが効果的である。
- ・ 公正取引委員会は様々な分野の実態調査を行っているにもかかわらず、その調査結果が十分に広まっていないのは残念である。
- ・ 平成26年6月に公表された「保育分野に関する調査報告書」を読んだが、制度設計の面でも公正取引委員会が果たす役割は大きいと感じた。引き続き、関係省庁との連携を図っていただきたい。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の10パーセントへの引上げについては、平成26年4月の引上げと比較すると引上げ率が低いいため、転嫁拒否行為が誘発されやすいのではないかと危惧している。
- ・ 消費税転嫁対策について、公正取引委員会の名前を付した調査票を受け取ったことで、企業の意識も高まったようであり、一定の抑止効果があったと思われる。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 下請法の講習会には、下請事業者だけでなく、親事業者も積極的に参加すべきである。違反行為をする可能性があるのは、親事業者であるため、親事業者の法令遵守の意識を高めることが重要である。
- ・ 現場の営業担当者はノルマに縛られるが、ノルマばかりを意識すると、どうしても取引先にしわ寄せが行き、結果、独占禁止法違反に問われるリスクが出てくる。これを防ぐためには、経営者の意識改革が必要である。
- ・ 公正取引委員会は、移動相談会の開催による相談指導、年末の下請法遵守に関する通知、下請取引等改善協力委員制度の運用など、細やかな活動をされていると感心している。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 講習会については、受講者の習熟度や反応を見ながら、説明方法や資料を変えていくことが重要だと思う。
- ・ 公共事業の入札談合については、税金が絡むだけに国民の批判は根強い。違反行為の摘発や未然防止に引き続き注力していただきたい。

2 消費税転嫁対策に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 価格交渉は日常的に行われており、消費税転嫁対策特別措置法に違反するとの認識がないままに、3パーセント程度の値引きをお願いしてしまうことはあり得るので、企業の有する懸念にも留意し、広報活動をすべきである。

3 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 親事業者における法令遵守の意識を高めることでしか、下請いじめや優越的地位の濫用はなくならないと思う。引き続き、法令遵守の徹底を求める講習会の開催が必要である。
- ・ 国税庁のウェブサイトは、業務内容や手続の紹介に関する動画が大変充実している。知りたい手続ごとに動画があり、また、ドラマ仕立てになっていて見やすいので、参考にしてはどうか。
- ・ 沖縄県は観光立県であるところ、ホテルの納入業者にチケットの購入を強制するようなケースには注意が必要である。今後とも、継続した普及・啓発をお願いしたい。